

野田市告示第91号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、指定公金取扱事務を次のとおり委託したので、地方自治法第243条の2第2項及び野田市会計事務規則第31条第3項の規定により告示します。

令和8年4月7日

野田市長 鈴木 有

- 1 指定公金事務取扱者の名称、住所
名称 野田業務サービス 株式会社
代表取締役 今村 繁
住所 野田市宮崎210番地の5
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等又は歳出
野田市郷土博物館刊行物等に係る売払金
野田市市民会館公衆電話の使用料金
- 3 指定をした日
令和8年4月1日
- 4 委託をした日
令和8年4月1日
- 5 委託期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで